

4市民第347号
令和4年12月23日

東御市国民健康保険運営協議会
会長 俵 和一様

東御市長 花岡 利夫

東御市国民健康保険税率について（諮問）

東御市国民健康保険税率を下記のとおり改定することについて、貴協議会の意見を求めるます。

記

1 国民健康保険税率の改定

(1) 医療分

区分	改定前	改定後
所得割額	100分の6.7	100分の6.7
資産割額	100分の16.8	100分の11.2
被保険者均等割額	19,000円	19,000円
世帯別平等割額	19,500円	19,500円

(2) 後期高齢者支援金分

区分	改定前	改定後
所得割額	100分の2.3	100分の2.5
資産割額	100分の5.6	100分の3.8
被保険者均等割額	6,500円	7,300円
世帯別平等割額	6,500円	7,000円

(3) 介護納付金分

区分	改定前	改定後
所得割額	100分の2.3	100分の2.3
資産割額	100分の2.7	100分の1.8
被保険者均等割額	9,000円	9,000円
世帯別平等割額	9,000円	8,200円

2 改定の時期 令和5年4月1日

3 改定の理由

県の運営方針に掲げる今後の保険税水準の統一に向けた賦課方式は資産割を除いた3方式としているが、東御市は現在4方式で賦課を行っている。

将来的な保険税水準の統一に備え、資産割の段階的な縮小を図りたい。